

3 市民に対する衛生教育や情報提供

食品安全情報紙の発行や講習会等の開催など、多様な媒体により消費者等へ適切な衛生情報を提供して、食品衛生に関する正しい知識を普及するとともに、行政への意見要望の把握に努める。

(1) 食品衛生教育の実施（平成8年度開始 市単独）

【事業の目的・内容】

消費者等に対し食品衛生に関する正しい知識を普及し、家庭における衛生の向上を図るため、出前講習会等を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

《実 績》

① 消費者講習会の実施

	出前講習会
開催回数	24
受講者数	1,005

(2) 食品衛生安全情報の提供（平成12年度開始 市単独 予算：910千円）

【事業の目的・内容】

食品衛生に関する正しい知識を普及するため、食中毒予防等のくらしの衛生や食品の身近な問題など、食品に係る適切な衛生情報を提供する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法等	生活衛生課食品衛生グループ

《実 績》

① 食品衛生安全情報紙の発行

発行回数	発行部数	配付施設数
2	6,000	35

② ホームページへの掲載

掲載内容
食品危害情報
食品回収情報
食中毒発生状況・予防
食品の適正表示
営業許可申請等手続き関係
食品自主管理認証制度
食品衛生監視指導計画
食品安全条例の制定

③ 広報紙への掲載

回数	時期	掲載内容
7	4月	食品安全ウォッチャーの募集
	7月	食中毒予防の啓発
	8月	食品安全フェアの開催
	2月	とちぎ食品安全フォーラムの開催
		食品安全消費者教室の開催

④ 市民向けの食品衛生展示コーナーの開設

回数	時期	参加者数
1	8月	526

⑤ 食品衛生消費者教室（講話及び体験実習）の開催

回数	時期	参加者数
1	2月	22